

徳島県告示第二百三十三号

機構改革に伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

機構改革に伴う関係告示の整理に関する告示

(昭和三十三年徳島県告示第八十四号の一部改正)

第一条 昭和三十三年徳島県告示第八十四号(海岸保全区域を指定する件)の一部を次のように改正する。

「~~徳島県東部県土整備局鳴門庁舎~~」を「~~鳴門総合サービスセンター~~」に改める。

(平成二十三年徳島県告示第十三号の一部改正)

第二条 平成二十三年徳島県告示第十三号(放置等を禁止する区域及び同区域内において放置等を禁止する物件を指定する件)の一部を次のように改正する。

「~~徳島県東部県土整備局鳴門庁舎~~」を「~~鳴門総合サービスセンター~~」に改める。

附 則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。